

写

陳情第9号

2019年11月1日

二本松市議会
議長 本多 勝実 様

福島県医療労働組合連合会

執行委員長 高橋 勝行



看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情

【陳情趣旨】

高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まることが予測されています。しかし医療・介護の現場では、看護師や介護職員の過重労働と人員不足が深刻化しています。

日本医労連が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が75.2%にも達し、辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」47.7%、次いで「賃金が安い」36.6%という結果となっています。低賃金・過重労働の実態が人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

介護職については、全産業労働者の平均賃金より約8万円も低く、全労連が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」(2019年版)によると、介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は64.5%にも達し、辞めたい理由は「仕事がつらい・忙しそう・体力が続かない」55.9%、「賃金が安い」39.9%となっています。そのような中で、多くの介護従事者が「十分なサービスができていない」と悩みながら仕事を続けています。

看護師・介護職の賃金水準が全産業平均よりも低いのは、同じライセンスでありながら働く地域・施設によって初任給の格差が看護師で月額9万円、介護福祉士で月額6万円にもなるような格差あり、それが原因のひとつと考えられます。のために、低い水準の影響を受けて全体の賃金水準が上がらず、看護師・介護職の地域偏在や離職者増につながっていることは明らかです。

福島県では「2025年度の介護職員充足率」推計が74.1%と、必要数の4分の3に届かない状況にあります。看護師・介護従事者の賃金底上げなど待遇の改善で人材を確保し、安全・安心の医療・介護体制を築くため、下記の項目について国に対する意見書を提出していただきたく陳情いたします。

記

【陳情項目】

- 1、医療・介護の深刻な人員不足を解消するため、看護師および介護従事者について、全国を適用対象とした最低賃金（特定最賃）を新設し、賃金の地域間格差の解消と底上げをはかること。



以上

【地方自治体議会 意見書モデル】

看護師と介護従事者の全国を適用地域とした 特定最賃の新設を求める意見書（案）

高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まることが予測されている。しかし医療・介護の現場では、看護師や介護従事者の過重労働と人員不足が深刻化し、仕事を辞めないと感じながら働いている職員の割合が看護師で75.2%、介護職で64.5%にも達しているとの調査報告が出されている。

介護職の賃金は、全産業労働者の平均賃金より約8万円も低く、「賃金が安い」ことが離職の大きな理由となっている。2009年度以降、国は介護職員への処遇改善策を行なっているが、実際には十分な改善につながっていない。

看護師・介護職の賃金水準が全産業平均よりも低いのは、同じライセンスでありながら働く地域・施設によって初任給の格差が看護師で月額9万円、介護福祉士で月額6万円にもなるような格差があり、それが原因のひとつと考えられる。そのために、低い水準の影響を受けて全体の賃金水準が上がりず、看護師・介護職の地域偏在や離職者増につながっていることは明らかである。

福島県では「2025年度の介護職員充足率」推計が74.1%と、必要数の4分の3に届かない状況にある。看護師・介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善で人材を確保し、安全・安心の医療・介護体制を築くため、下記の項目について要望する。

- 1、医療・介護の深刻な人員不足を解消するため、看護師および介護従事者について、全国を適用対象とした最低賃金（特定最賃）を新設し、賃金の地域間格差の解消と底上げをはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

○○○○○議会
議長 ○○ ○○

【提出先】 厚生労働大臣

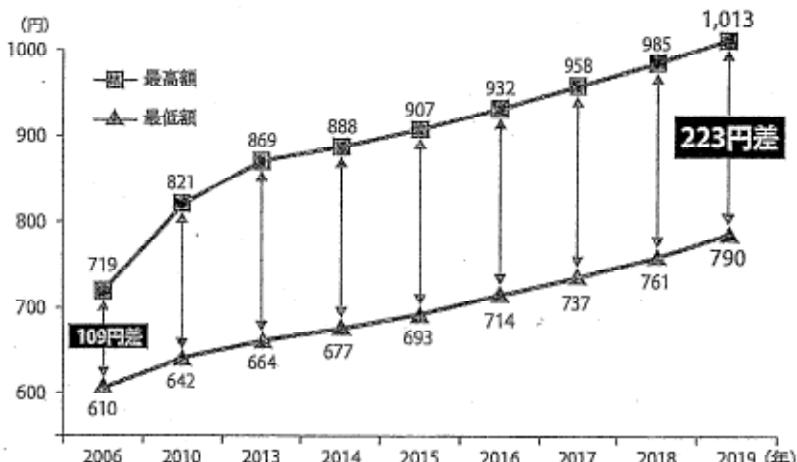
〈資料〉

看護師・介護職員の全国一律 産業別最低賃金の 新設を



国が決める医療費は全国一律で決まっているのに対し、そこで働く医療・介護労働者は働く地域や職場の違いによって賃金に格差が生じています。どこでもだれでも安心して医療・介護が受けられる体制を作るためにも賃金・労働条件の改善が必要です。

■10年で2倍！さらに広がる最低賃金の地域間格差



地域別最低賃金は、都市部と地方でランクが分けられ、その格差は毎年拡大しています。この賃金格差が、都市部への人口流出をまねき、地域経済の疲弊と過疎化に拍車をかけています。

地域活性化のためにも、地方の最低賃金を大幅に引き上げて、地域間格差をなくしていく必要があります。

同じ仕事なのに場所が変われば
賃金が変わる！！

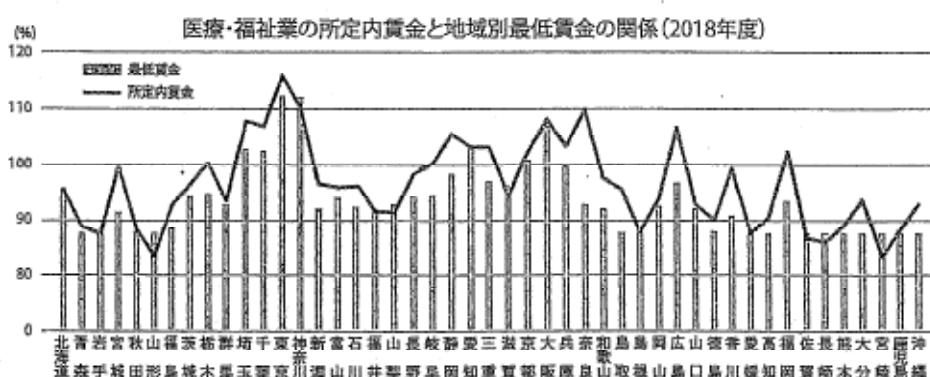
日給で 1,792円の差
月給だと 38,931円の差
年収だと 467,200円の差

■最低賃金の格差がそのまま賃金格差に

最低賃金の格差が、そのまま医療や介護・福祉労働者の賃金格差につながっています。

この地域間格差がある限り労働者の賃金は安い方へ流れされ、深刻な人員不足を解消することはできません。

右グラフは所定内賃金及び最低賃金の全国平均を100%とした割合。
厚生労働省2018年賃金構造基本統計調査。
2019年10月実施の最低賃金より日本労連が作成。



■同じ看護師・介護福祉士の中でも、格差が存在

(円)	看護師				介護福祉士			
	2018年度				2018年度			
	初任給	35歳	50歳	59歳	初任給	35歳	50歳	59歳
全体最高	247,650	396,100	472,211	484,670	199,000	391,300	405,600	418,000
全体平均	200,972	278,953	356,546	375,049	165,353	242,243	303,527	319,938
全体最小	157,700	195,500	228,000	228,000	140,000	184,530	218,000	218,000
最高一最低	89,950	200,600	244,211	256,670	59,000	206,770	187,600	200,000

働く場所が違うだけなのに
初任給だけみても

看護師で約9万円
介護職で約6万円もの格差